

コメントの概要及びコメントに対する考え方

No.	コメントの概要	コメントに対する考え方
犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律の解釈について		
1	<p>「犯罪利用預金口座等」の対象は普通預金に限らず、定期預金も含むのか。</p> <p>また、総合口座通帳の普通預金が振り込め詐欺に使用されたと認められる場合において、当該総合口座通帳に定期預金があった場合には当該定期預金についても消滅手続を行うべきか。</p>	<p>定期預金であっても犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（以下「法」という。）第2条第4項に規定する「犯罪利用預金口座等」に該当しうると考えられます。</p> <p>また、総合口座に普通預金と定期預金が含まれる場合、これらの預金に係る債権は別個のものと考えられることから、当該普通預金が振り込め詐欺等の犯罪に利用された場合であっても、当該定期預金に係る債権については、法第2条第4項第2号に該当する等の事情がない限り、消滅手続を行う必要はないと考えられます。</p>
2	<p>「振込利用犯罪行為」とは、「詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為であって、財産を得る方法としてその被害を受けた者からの預金口座等への振込みが利用されたものをいう。」と規定されている（法第2条第3項）。</p> <p>したがって、不正利用に絡んだ振込みとして利用された口座であっても、被害者からの直接の振込みでない場合には、「犯罪利用預金口座等」にも該当しないのか。</p>	<p>被害者からの直接の振込みでない場合であっても、被害者の使者や代理人による振込みが行われた預金口座等及び法第2条第4項第2号に該当する預金口座等は「犯罪利用預金口座等」に該当しうると考えられます。</p>
3	<p>法第3条第1項において、捜査機関等から情報提供がある場合には、預金口座等の取引停止を行う旨の規定があるが、被害者本人及びその代理人である弁護士・司法書士等からの情報提供もこれに含まれうるという理解でよろしいか。</p>	<p>法第3条第1項において、「金融機関は、・・・捜査機関等から当該預金口座等の不正な利用に関する情報の提供があることその他の事情を勘案して犯罪利用預金口座等である疑いがあると認めるときは、当該預金口座等に係る取引の停止等の措置を適切に講ずる」と規定されております。</p> <p>被害者本人及びその代理人である弁護士・司法書士等からであっても信頼できる情報提供があれば、金融機関は取引の停止等の措置を適切に講ずる必要があります。</p>
4	<p>「取引の停止等」とは、当該口座についてのいわゆる「凍結」のみを指すのか明示されない。</p>	<p>金融機関は、預金口座等が犯罪利用預金口座等である疑いがあると認めるときは、約款に基づき、適切かつ迅速に当該預金口座に係る</p>

		預金取引の停止、解約等の措置をとる必要があります。
5	失権手続開始にあたって勘案すべき事由が法第4条第1項各号において定められているが、これらは被害者救済の観点から、失権手続開始にあたって考慮すべき事項として位置付けるべきであり、必須の要件と考えるべきではないのではないか。	預金等に係る債権の消滅手続の開始の判断については、各金融機関において、法第4条第1項各号に掲げる事由その他の事情を勘案して総合的に判断する必要があると考えます。
6	法第4条第2項第1号における「強制執行等」に関して、例えば預金残高100万円のうち50万円にのみ仮差押えがかかった場合、消滅開始手続の適用除外と考えてよいか。	法においては犯罪利用預金口座等に係る債権を一体のものとして取扱っていることから、債権の一部について強制執行等が行われた場合には、預金債権全体について消滅手続を開始することができないものと考えられます。
7	法第5条第1項第5号の権利行使の届出等を行いうる者は、口座名義人のほか、他の被害者も入るのか。	権利行使の届出等は、対象預金口座等に係る名義人その他の対象預金等債権に係る債権者よりなされることとされております。振込利用犯罪行為の被害者が口座名義人に対する債権を有している場合には、当該被害者は金融機関へ権利行使の届出等を行うことができると考えられます。
8	犯罪利用預金口座等への振込みが海外からなされた場合であっても、法第8条に定める「対象被害者」として、被害回復分配金の支払対象となるのか。	対象になると考えられます。
9	被害回復分配金支払については、犯罪利用預金口座に送金した被害者を可能な限り調査して、知れたる被害者に対しては被害回復分配金支払請求できることを通知していただきたい。犯罪利用預金口座を公表して、新聞広告を使う等広く広報し周知徹底していただきたい。	法第11条第4項において、「金融機関は、対象犯罪行為による被害を受けたことが疑われる者に対し被害回復分配金の支払手続の実施等について周知するため、必要な情報の提供その他の措置を適切に講ずるものとする。」と規定されており、各金融機関は、必要な情報提供等の措置を適切に行う必要があります。
10	被害者の被害回復分配金の支払を受ける権利は、法第16条第4項の公告から6ヶ月間行使しなかった場合、失権することになっているが、口座名義人ですら、法第25条に基づく支払請求ができるのだから、振り込め詐欺被害者に対しても同様の救済措置を認めるべきである。	預金口座等の名義人の預金等債権が誤って失権させられた場合については、法第25条のような救済手続を設けないこととした場合には、もはや民事手続によりその権利の回復をすることができなくなるおそれがあるのに対し、被害回復分配金の支払を受けられなかった者については、たとえ法によって救済されないとしても、損害賠償請求権や不当利得返

		<p>還請求権を有しており、その権利行使の機会が残っていることから、法においては口座名義人についてのみ救済手続が設けられているものと承知しております。</p>
<p>犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則について</p>		
<p>○定義について</p>		
<p>11</p>	<p>法第2条第3項に規定する「振込利用犯罪行為」については、出資法違反の高金利事犯により被害を受けた者からの預金口座等への振込みが利用された場合も含まれることを明示的に規定すべきである。</p>	<p>「振込利用犯罪行為」とは、「詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為であって、財産を得る方法としてその被害者からの預金口座等への振込みが利用されたものをいう」(法第2条第3項)とされております。</p> <p>具体的には、いわゆる振り込め詐欺のほか、インターネットオークションを利用した詐欺、ヤミ金等であって預金口座等への振込が利用されたものなどが該当するものと考えられます。</p> <p>なお、「振込利用犯罪行為」の定義については、新たな手口の発生等を考慮し、このような規定とされたものと承知しております。</p>
<p>○申請書の記載事項等について</p>		
<p>12</p>	<p>規則第3条において、申請書、届出書又は閲覧請求書には、「記名押印又は自ら署名をしなければならない」と規定されているが、次の取扱は本規則を踏まえたものになっているか確認したい。</p> <p>1. 被害者と申し出てきた方が来店した場合被害に係る振込依頼書の控え等の提示を受け当該振込依頼人が被害者であるとの認定ができ、また来店者が当該被害者本人であることを確認できた場合、来店者が職員の面前で自ら署名したときには押印はなくともよい。なお、署名以外の申請・届出の内容については自署によらずとも、ワープロによる記入でも差し支えない。</p> <p>2. 被害者と申し出てきた方から郵送により申請・届出を受付ける場合被害に係る振込依頼書の控え等の送付を受け、当該振込依頼人が被害者であるとの認定ができ、また申請人・届出人から本人確認書類の写し等の送付を受け、当該本人確認書類</p>	<p>法及び犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則(以下「規則」という。)の規定により提出する申請書、届出書又は閲覧申請書には記名押印又は自ら署名をしていただく必要があります。申請・届出の内容についてはワープロ等による記入も可能です。</p>

	に記載されている住所地に転送不要扱いにて書類の送付等を行うことにより申請人・届出人が被害者本人であることを確認できた場合には、記名押印があれば自署であるかどうかの確認は不要である。なお、署名以外の申請・届出の内容については自署によらずとも、ワープロによる記入でも差し支えない。	
○消滅手続の開始等に係る公告の求めの添付書類の記載事項、公告事項		
13	規則第4条第5号及び第7条第9号の「犯罪利用預金口座等であると疑うに足りる相当な理由」としては、当該疑いを基礎づける「外形的事実、証拠、捜査機関等からの情報提供等」の事実の3項目を記載することで足りると考えてよいか。	「犯罪利用預金口座等であると疑うに足りる相当な理由」としては、法第4条第1項各号に掲げられた事由又はその他の事由のいずれに該当するかについて記載していただくことを考えております。
14	規則第4条第3号及び第13条第3号において、「公告を希望する年月日」については、預金保険機構の事務手続に必要な時間を考慮したとしても、被害者保護の観点から、できる限り早く公告が開始されるべきであると考えられるため、金融機関の「希望する年月日」と規定するのは妥当ではない。具体的な日数を規定すべきではないか。	法第4条第1項において「金融機関は、当該金融機関の預金口座等について、次に掲げる事由その他の事情を勘案して犯罪利用預金口座等であると疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、速やかに、・・・当該債権の消滅手続の開始に係る公告をすることを求めなければならない」、また、法第5条第1項において「預金保険機構は、前条第1項の規定による求めがあったときは、遅滞なく、・・・公告しなければならない」とされている。預金保険機構が公告の求めを受けてから事務手続に一定の時間がかかることを考慮し、規則第4条第3号及び第13条第3号において金融機関からの公告の求めに添える書類の記載事項としては、「公告を希望する年月日」としています。
15	被害者が当該口座に対する仮差し押え等を行おうとする場合には、口座名義人の住所が必要となるため、規則第8条第1項において、対象預金口座等の名義人の住所を公告対象として規定すべきである。	法に基づく債権の消滅手続に係る公告は、対象債権に係る権利の消滅について周知するために行われるものであり、公告事項としては、預金口座や権利の消滅に関する情報を中心に定めております。
16	公告事項に変更が生じた場合に、一旦手続が終了し、改めて公告を行わなければならないこととなると、結果的に預金債権の消滅・支払いまでの期間が延びることになり、被害者保護に反する。したがって、公告事項が変更	公告事項に変更が生じた場合には、変更後の内容について十分な期間周知する必要があるため、一旦債権消滅手続を終了し、改めて公告を行うこととしております。

	となっても、手続は終了せず、変更部分の明示だけに留めるべきである。	
○法第4条第1項の規定を適用しない場合について		
17	規則第5条第3号において、犯罪利用預金口座等について国税滞納処分があった場合には、当該預金口座等に係る預金等に係る債権について当該債権の消滅手続等を開始しないこととされている。しかし、犯罪利用預金口座等に残された資金は振込利用犯罪行為による被害者の財産に由来するものであるため、国税等滞納処分よりも法による手続が優先されるべきである。	国税滞納処分は、強制執行と同様の効果をもつ手続であることから、事前に国税滞納処分が行われている場合においては、債権の消滅手続を開始しないこととしています。
18	法第4条第2項第2号は、「振込利用犯罪行為により被害を受けたと認められる者の状況その他の事情を勘案して、」法に規定する手続を実施することが適当でないと認められる場合を規則において定めることとしている。しかし、規則第6条第1号においては、犯罪利用預金口座等の口座名義人に係る民事再生手続開始決定、会社更生手続開始決定、破産手続開始決定等という被害者ではなく口座名義人の事情を規定しており、これは法の予定した委任の趣旨を逸脱している。また、法第6条の権利行使の届出等の有無に応じて、規則第6条第1号に規定している事項に対処する方が適切な処理ができるものと思料する。	口座名義人に対して破産手続等の開始決定が行われた場合には、基本的には、口座名義人の預金債権について破産債権等として破産手続等によらなければこれを行使することができなくなる等から（破産法第100条等参照）、債権の消滅手続を開始しない場合として破産手続の開始決定等を規定しております。
19	規則第6条第2号に関して、預金口座等に残された資金を検察官が保管するに至っているのであれば、先行した手続によって犯罪被害者の財産的被害の回復を図った方が適切ではないか。	ご指摘を踏まえ、規則第5条に保全手続、没収の判決の確定を追加いたします。
○権利行使の届出等について		
20	権利行使の届出等により失権手続が終了する場合、被害者への周知手段として、預金保険機構が公告を行うとされているが、被害者保護のため、さらに金融機関から被害者へ失権手続が終了する旨を通知すべきではないか。	権利行使の届出等により債権の消滅手続が終了した場合には、預金保険機構がその旨の公告を行うこととされており、この段階では公告による周知手続で十分と考えております。なお、被害回復分配金の支払手続においては、法第11条第4項が規定されており、各金融機関において、必要な情報提供等の措置を適切に行う必要があります。

21	権利行使の届出等がなされた場合、債権消滅手続が終了してしまうため、被害者が別途民事上の手続を行って被害回復を図る場合もありえる。そこで、どのような権利行使の届出等があったのかについても公告するべきである。	権利行使の届出等の内容は、被害者の民事上の権利行使に必ずしも必要な情報ではないと考えられるため、債権の消滅手続の終了にあたっては権利行使の届出等があった旨について公告することとしております。
22	被害者による権利行使の届出等については、債権の消滅手続の終了事由とせず、法第 12 条の支払の申請として取扱う旨を定めるべきである。	法による被害回復分配金の支払は金融機関の判断に基づく迅速な手続であることから、民事上の請求に基づく司法による手続を望む被害者もいると考えられたため、法において、被害者より権利行使の届出等があった場合であっても債権の消滅手続は終了することとされたものと承知しております。
23	金融機関は、権利行使の届出等があったときは、預金保険機構だけではなく、警察にも通報すべきであり、そのような定めを設けるべきである。	口座名義人等から権利行使の届出等があったときは、金融機関は、実務上の対応として、必要に応じて警察への連絡・相談を行う必要があると考えております。
○支払手続に係る申請・支払該当者決定について		
24	法人等が被害者であり、被害回復分配金の支払申請及び決定表の閲覧申請を当該法人等の代表者以外の職員が行う場合は、代理人として扱われるのか。	法人等が被害者であり、その職員が被害回復分配金の支払申請及び決定表閲覧の申請を行う場合、当該職員は使者として扱われるものと考えられます。
25	被害者の代理人として行う各手続について、認定司法書士（司法書士法第 3 条 2 項に規定する司法書士）を弁護士と同様に代理人として明記すべきである。	ご指摘を踏まえ、規則第 18 条第 1 号、第 27 条第 4 項及び第 29 条第 3 項第 1 号に認定司法書士等を追加いたします。
26	規則第 16 条第 7 号における合意について、他の申請人の保護の観点から、他の申請人に確認しなければならないとするべきである（別紙様式第 1 号には、他の申請人の署名捺印欄がないため）。	他の申請人の申請書の確認や他の申請人への連絡等によって合意について確認することは可能であり、金融機関は支払該当者決定にあたって適宜申請の内容を確認する必要があります。
27	規則第 16 条第 8 号の振込口座は、被害者保護の見地から、死亡していない限り、原則として被害者の口座とするべきである。	被害回復分配金の支払を受ける口座については、その支払を受ける者による選択を可能とするため、特段の制限を設けておりません。
28	規則第 17 条第 1 号又は規則第 26 条第 4 項において、申請人の代理人又は決定表の閲覧をしようとする者が弁護士である場合に本人確認書類の提示を不要とした理由は何か。第 17 条第 5 号の代理権を証する資料の中に含むという解釈か。	法律事務の取扱いを業とする者等の業務の円滑を図るため、本人確認書類の提示を不要としております。

29	規則第 17 条第 1 号において書類名を掲げて 列挙されている本人確認書類はいずれも顔写 真付きのものであるが、「その他これらの者が 本人であることを確認するに足りる書類」に は、顔写真付きではない書類も含まれるか。	「その他これらの者が本人であることを確認 するに足りる書類」（規則第 17 条第 1 号）は、 顔写真付きの書類に限定するものではありません。
30	弁護士が代理人である場合も規則第 17 条第 5 号に規定されている「代理権を証する資料」 は必要となるが、現在、債務整理の際には、 金融機関にも貸金業者にも委任状は提出して いないため、弁護士が代理人となる場合には、 委任状の提出は不要とするべきである。	被害者保護及び金融機関の事務の円滑化によ り迅速な被害回復を図る観点から、委任の事 実について確認することが必要であるため、 弁護士が代理人である場合であっても「代理 権を証する資料」は必要としております。
31	規則第 18 条の「これに代わる資料」とは何か、 ご教示いただきたい。	本人確認書類を有していない場合における公 共料金の明細書や振込明細書等がない場合に おける振込時の状況等の説明を記載した書類 などを想定しております。
32	規則第 20 条の「その他の事情」とは何を想定 されているか、ご教示いただきたい。	申請人が行った振込みの内容（振込みが振込 利用犯罪行為に基づくものであるかどうか） などを想定しております。
33	ヤミ金など、振込額のうちどこまでが犯罪被 害額なのか不明確である場合（例えば、ヤミ 金の元本部分も犯罪被害額となるのか不明確 である場合）には、どのように犯罪被害額を 認定すればよいのか。	振込利用犯罪行為に関する犯罪被害額につ いては、振込額を基礎としつつ、その他の事情 を勘案して認定する必要があります。 なお、振込利用犯罪行為の内容は区々ですが、 例えば、公序良俗に反するような高金利の取 引においては元本部分も損害額と考えられる ことから、振込額を犯罪被害額として認定す ることが考えられます。
34	申請人が被害者であることの確認方法を明確 にすべきである。	支払該当者決定にあたって、金融機関は、支 払申請書及びその添付書類等に基づき判断す る必要があります。
35	規則第 28 条第 1 項第 6 号における合意につ いて、他の一般承継人との真の合意があるの か確認しなければならないとすべきである。	他の届出人からの届出書の確認や他の一般承 継人への連絡等によって合意について確認す ることは可能であり、金融機関は支払該当者 決定にあたって適宜申請の内容を確認する必 要があります。
○決定表の閲覧について		
36	規則第 26 条第 8 項における金融機関への届出 に関して、閲覧に来た人物が当該届出を受け た閲覧者であるかどうかの確認については、 一般の個人が閲覧に来た場合と同程度・同内 容の確認を要するのか、それとも、例えば当	決定表を閲覧する代理人の使用人その他の者 については、当該代理人との関係について確 認する必要があります。

	該人物の名刺や社員証、あるいは銀行に提出した届出書の写しなどの提示を受ければ足りるのか、ご教示いただきたい。	
37	施行規則第 26 条第 8 項の規定は、弁護士と被害者との委任関係が確認できる場合には、当該弁護士が復代理人を選任することについての被害者の承諾の有無にかかわらず、決定表の閲覧請求者が当該弁護士から委任を受けた代理人または使者であることを確認できれば、閲覧に応じてよい、という理解でよいか。	代理人については、申請書の添付資料として代理権を証する資料を提出していることから、代理人の使用人その他の者による決定表の閲覧に際しては、被害者による当該閲覧の承諾の有無についての確認までは求めておりません。
38	決定表の閲覧（規則第 26 条）については、閲覧だけでなく謄写も請求できることとし、謄写については郵送での請求も認められるべきである。	決定表には振り込め詐欺の被害に遭った者の氏名等が掲載されており、謄写された決定表が悪用されるおそれがあるため、閲覧に限定しております。
○別記様式について		
39	別記様式第 2 号において、「申請人に対する支払額」とあるのは、「申請人に対する犯罪被害額」の誤りではないか。	ご指摘を踏まえ修正します。
40	別記様式第 3 号において、「支払額」とあるが、これは、「被害回復分配金の額」とした方がよいのではないか。	ご指摘を踏まえ修正します。
41	決定表を別記様式第 3 号に沿って作成していれば、電磁的方法により閲覧に供する取扱いも認められるとの理解でよいか。	決定表を電磁的方法により作成している場合においては、決定表の写しの閲覧を想定しております。
犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第二十条第一項に規定する割合を定める命令関係		
42	<p>法第 20 条第 1 項及び第 2 項に定める残余金の利用について、次の内容を可能にする規定を規則に定めるべきである。</p> <p>① 振り込め詐欺等による被害者の被害回復並びに被害の未然防止のための法的支援のための法律相談にかかる費用に利用すべきである。</p> <p>② 民間の被害者支援団体並びに適格消費者団体への経済的援助のために利用すべきである。</p> <p>③ ①及び②のため、残余金は基金として運用し、かかる基金から①及び②の活動に対し、支出するべきである。</p> <p>④ 財産犯による被害者等だけでなく、生命身</p>	<p>法第 20 条において規定する残余金の留保割合については、金融機関から預金保険機構への納付額や口座名義人の救済手続のための支出額の予想が困難であるため、制度の円滑な運用の観点から、現時点では 100%としております。</p> <p>今後、立法関係者の議論や制度の運用状況等を踏まえ、預金保険機構への留保割合や犯罪被害者等の支援の充実のための支出の内容等について検討してまいります。</p>

	<p>体犯による被害者等も含め、被害者等の経済的困窮を救済し、被害の拡大を防止するために利用すべきである。</p>
43	<p>凍結預金は、法の手続きを通じて被害者にできる限り分配されるべきであるが、手続きを実施しても被害者が現れず、凍結預金口座に残余金が生じた場合に、かかる残余金の利用について、下記の取扱いを提案する。</p> <p>①振り込め詐欺等による被害者の被害回復並びに被害の未然防止のための法的支援の利用、無料相談チケット制の導入。</p> <p>②財産犯だけでなく、身体犯（児童虐待等を含む。）による被害者も含め、被害者の経済的困窮を救済し、被害の拡大を防止するため、被害者への生活支援金の支給並びに短期貸付等による経済的被害救済のために利用。</p> <p>③民間の犯罪被害者支援団体の基盤体制を拡充し、より多くの被害者の被害からの回復を図ることを目的に、民間団体への経済的援助の実施。</p> <p>④残余金は基金として運用し、かかる基金から①②③の活動に対し支出を行い、被害者支援活動を推進する。</p>
44	<p>凍結預金に残余金が生じた場合は、</p> <p>①振り込め詐欺等による被害者等の被害回復並びに被害の発生を未然に防止するための法的支援に利用されるべきである。</p> <p>②財産犯による被害者等だけでなく生命身体犯による被害者等も含め、被害者等の経済的困窮を救済し、被害の拡大を防止するために利用すべきである。</p> <p>③民間の犯罪被害者団体、犯罪被害者支援団体、自助グループ、犯罪被害者のための政策提言団体などに対し、その活動を経済的に支援することに利用されるべきである。</p> <p>④以上の犯罪被害者支援を実現するために、残余金を基金として運用し、かかる基金から①②③の活動に対し支出すべきである。</p>
45	<p>残余金の使途としては、振り込め詐欺等の被害者などの経済犯罪における被害者だけでな</p>

	く、人身事件による被害者も対象とすべきである。	
その他		
46	被害回復分配金の支払額決定後の支払手続に関し、事務上のガイドラインは示される予定か。	金融庁において事務上のガイドラインを定める予定はありませんが、金融機関においては、被害者の財産的被害を迅速に回復する観点から、各行の業務運営の実情等に応じて、円滑な支払手続を実施するために必要な体制を整備する必要があると考えます。
47	業界として成りすまし被害者（被害者に成りすまし、被害回復分配金の支払を受けようとする者）排除のための対応はなされるか。例えば、「被害回復分配金支払申請書」に捜査機関への被害届出状況（届出先、日付、受理番号等）を記載させる欄を設ける、金融機関が捜査機関から被害届出状況の情報還元を受けられる態勢の整備がなされる等。	被害者へのなりすましを排除するため、金融機関は、申請書・添付資料の内容や申請者の説明を他の申請者の説明内容や金融機関の取引記録等と突合すること等により、適切に支払該当者決定を行う必要があると考えております。
48	取引停止の措置を講じている預金口座について、口座残高等の個人情報の開示を被害者から求められた場合、口座名義人の同意を得ずに、これらの個人情報を被害者に開示することは個人情報保護法上問題ないか。	口座残高等の個人情報は、口座名義人等に対する民事上の請求を行うために必要な情報であると考えられることから、口座名義人の同意を得ることが困難であることが明らかである場合には、口座名義人から当該個人情報の開示について同意が得られなくとも、被害者に対して当該個人情報の提供を行うことは可能と考えられます。（個人情報保護法第 23 条第 1 項第 2 号参照）
49	不正引き出しを行う者を限定し、銀行口座を使った犯罪を減少させるため、ATMにカメラをつけ、預金引き出し者の写真を義務付けるべきである。	ATMコーナーへの防犯カメラの設置や生体認証の導入など、金融機関において預金の不正払戻しの防止のための取組みを適宜行っていく必要があると考えております。
50	老人が振り込め詐欺に遭う確率を減らすため、多額の振込みや引き出しを防ぐ口座を設けるべきである。	ATMの一日の利用限度額の設定など、金融機関においても振り込め詐欺の被害防止のための取組みを進めていく必要があると考えております。
51	迅速な被害回復に向け、金融機関が金融庁、捜査機関、預金保険機構等と連絡を密にし、情報共有することが必要である。このため、本法の施行にあたっては、金融庁と捜査機関が連携し、捜査機関における金融機関の照会に対する窓口を明確化するなど、金融機関が	法の円滑な施行のため、捜査機関、預金保険機構、金融機関、当庁等の適切な連携に引き続き努めてまいります。

	これらの手続を円滑に実施し、迅速に被害回復分配金の支払等が実施できるような態勢を整備いただきたい。	
--	---	--